

たまるンカード加盟店規約 [グループ加盟店用]

平成 30 年 7 月 1 日 制定

2018 年 12 月 1 日 改定

2019 年 8 月 1 日 改定

2019 年 10 月 1 日 改定

以下の条項は、両備ホールディングス株式会社（以下「甲」といいます）及び株式会社岡山高島屋（以下「乙」といいます）が運営するポイントシステム（以下「本ポイントシステム」といい、これにより提供されるサービスを「本ポイントサービス」といいます）への加盟を申し込む者が、甲及び乙の承諾を得て本ポイントシステムの加盟店となり、会員に対して本ポイントサービスを提供する場合の条項を定めるものです（以下「本規約」といいます）。

第 1 条（名称）

1. 本ポイントサービスの名称は、『たまるンポイント』とします。
2. 本ポイントサービスは、甲がインターネット上で運営する『たまるン MALL』の出店者が提供するポイントサービスと一体的に管理・運用されるものとします。

第 2 条（目的）

本ポイントシステムは、甲及び乙が会員に対してポイントカードを発行するか又はたまるンアプリの登録を受付け、加盟店が会員に対して本ポイントサービスを提供することにより、加盟店による顧客の維持・拡大並びに甲、乙及び加盟店の利益増進を図ることを目的とします。

第 3 条（用語の定義）

本規約中において、次の用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1) 本契約

加盟店申込者が本ポイントシステムへの加盟の申込みを行い、甲及び乙がこれを承諾することにより成立する、甲、乙及び加盟店との間の加盟店契約

(2) 本規約等

本規約及び本契約に付随する一切の規定

(3) 加盟店

本規約等を承認した上、甲及び乙に対して本ポイントシステムへの加盟を申し込み、甲及び乙の承諾を得て本ポイントシステムに加盟した者

(4) 会員

本カードならびにたまるンアプリの会員

(5) 会員情報

本カード入会申込書により会員から提供される会員の会員番号、住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、メールアドレスその他の情報

(6) 取引情報

本カード利用により甲に蓄積される会員情報以外の会員の取引に関する情報

(7) ポイント情報

会員に付与されている累積ポイント数に関する情報

(8) 本カード

『たまルンカード会員規約』に基づき、甲及び乙が会員に対して発行するポイントカードである『たまルンカード』

(9) お買物券

累積ポイントとの交換対象となるお買物券である『たまルンポイントサービスお買物券』

(10) たまルンアプリ

『たまルンカード』の代わりに携帯通信端末（スマートフォン等）にダウンロードする会員証アプリで、申込み登録されたアプリ会員証の画面をたまルンカードと同等に扱う

(11) たまルン加盟店アプリ

加盟店において、会員の「ポイント利用」や「ポイント付与」、会員向け「お知らせ登録」や「クーポン登録」などの機能を持つ携帯通信端末（スマートフォン等）向けアプリケーション

(12) たまルン加盟店アプリ端末

たまルン加盟店アプリを動作させるための携帯通信端末（スマートフォン等）  
(たまルンプロモーションセンターからの貸与機器又は加盟店持込み機器)

#### 第4条（加盟の申込み、承諾）

1. 加盟店申込者は、甲及び乙の指定する加盟店申込書に基づき本ポイントシステムへの加盟の申込みを行うものとします。加盟店申込者は、加盟の申込みの審査に当たり、第3項各号に定める事項のほか、甲及び乙が当該加盟店申込者について加盟店として適格であるか否かを判断するために必要となる情報を提供するものとします。
2. 加盟店申込者は、加盟の申込みに当たり、甲及び乙に提出する書類に真実を記入し、虚偽の内容を記入してはならないものとします。
3. 甲及び乙は、加盟店申込者が以下の各号の一に該当する場合、加盟の申込みを承諾しないことができるものとします。
  - (1) 法令によりポイントの付与が認められていない業種の場合
  - (2) 募集対象外の地域で営業している場合
  - (3) その他加盟店として不相当と判断される場合
4. 甲及び乙は、加盟の申込みを承諾する場合、加盟店申込者に対し、甲及び乙の指定する加盟店承諾書によって加盟を承諾する旨を通知するものとします。
5. 加盟店申込者は、前項の加盟店承諾書を受領することにより、加盟店の地位を取得するものとします。

#### 第5条（加盟店の標示）

加盟店は、甲及び乙が運営する本ポイントシステムの加盟店であることの標示を、顧客が認識できるように、別記1. (1) ～ (3) に定める方法により標示するものとします。

#### 第6条（業務協力）

1. 甲、乙及び加盟店は、本規約等の定めに従って会員に対して本ポイントサービスを提供するものとします。
2. 甲、乙及び加盟店は、本規約等に基づき、加盟店の会員に対する本ポイントサービスの提供に必要な業務を相互に協力して行うものとします。

#### 第7条（類似サービスの禁止）

加盟店は、契約期間中、新たに独自に本ポイントサービスに類似するサービスを行い、又は甲及び乙以外の第三者との契約により本ポイントサービスに類似するサービスを行わせることはできないものとします。

#### 第8条（加盟店料、ポイント負担金の支払）

1. 加盟店は、甲及び乙に対し、当該加盟店における会員に対する本ポイントサービス提供期間中、毎月、別記2.（1）に定める加盟店料を支払うものとします。
2. 加盟店は、甲及び乙に対し、当該加盟店における会員に対する本ポイントサービス提供期間中、毎月、別記2.（2）に定めるポイント負担金を支払うものとします。
3. 加盟店は、甲及び乙に対し、第1項に定める加盟店料及び前項に定めるポイント負担金を別記2.（3）に定める支払方法により支払うものとします。

#### 第9条（カードおよびアプリの発行、再発行）

1. 本カードおよびたまルンアプリの発行主体は甲及び乙であり、本カードおよびたまルンアプリの発行権限及び所有権は甲及び乙に帰属するものとします。
2. 甲及び乙は、本カードの発行事務を加盟店に委託することができ、加盟店は、これを受託することができるものとします。本カードの発行事務を受託した加盟店が本カードの発行事務を代行する場合、加盟店は、会員となることを希望する者に本カード入会申込書を正確に記入させてから本カードを会員に交付し、本カードに会員の署名をさせるものとします。
3. 加盟店は、前項の本カード入会申込書を別記3に定める送付方法により別記4（1）の宛先に送付するものとします。
4. 加盟店は、1名の会員に対して複数の有効な本カードを発行することはできないものとします。
5. たまルンアプリは、会員が自身で携帯通信端末（スマートフォン等）にダウンロードし登録するものとします。また、別端末への切り換え等についても会員自身で行うものとします。
6. 加盟店は、会員から本カードの再発行の申込みがあった場合、会員に対して再発行であることを表示した本カード入会申込書を正確に記入させてから本カードを再発行し、本カードに会員の署名をさせるものとします。
7. 加盟店は、前項の再発行であることを表示した本カード入会申込書を別記3に定める送付方法により別記4（1）の宛先に送付するものとします。

## 第 10 条 (ポイントの付与、取消し)

1. 加盟店は、本カード、たまルンアプリ及びポイント付与端末機器を通じ、**別記 5** に定めるポイント付与基本単位に従って会員の利用額に応じたポイントを会員に付与するものとします。加盟店は、会員に対してポイントを付与するに当たり、**別記 6** に定める条件を遵守しなければならないものとします。
2. 加盟店は、ポイント付与の条件の変更を希望する場合、事前に書面にて甲及び乙に対して届け出た上、事前に甲及び乙から承認を得なければならないものとします。
3. 加盟店は、本カードの異常、たまルンアプリの異常、たまルン加盟店アプリの異常、たまルン加盟店アプリ端末の異常、ポイント利用システムの異常、ポイント付与端末機器の異常、通信の異常その他やむを得ない事情により会員にポイントを付与することができない場合、**別記 7** に定める方法により対応するものとします。
4. 加盟店は、会員が商品を購入してポイントが付与された後に当該商品が返品 (返金) となった場合、**別記 8** に定める方法により対応するものとします。
5. 加盟店は、ポイント付与の方法として、本条第 1 項で記載のポイント付与端末機器を使用せずポイント付与申請書による方法を選択した場合、**別記 2(2)** に記載のポイント付与処理に掛る手数料を別に負担することとします。

## 第 11 条 (ポイントの交換と利用)

1. 加盟店は、会員から累積ポイントの交換または利用の申し出があった場合、本カード、たまルンアプリ及びお買物券交換用またはポイント利用システムを通じ、**別記 9** に定めるポイント交換単位に従って会員が交換を希望するポイント数を回収し (ただし、当日付与されたポイント数は回収できないものとします)、回収したポイント数に応じてお買物券との交換あるいは販売額値引きを行うものとします。
2. 加盟店は、本カードの異常、たまルンアプリの異常、たまルン加盟店アプリの異常、たまルン加盟店アプリ端末の異常、加盟店システムの異常、加盟店システム動作機器等の異常、通信の異常その他やむを得ない事情によりポイントの回収ができない場合、**別記 10** に定める方法により対応するものとします。
3. 甲が運営するたまルンプロモーションセンターは、加盟店に対し、第 1 項の定めにより加盟店がポイント利用システムを通じて回収し販売額値引きを実施したポイント数に対し、**別記 13** に定める方法により精算するものとします。

## 第 12 条 (お買物券)

1. 加盟店は、甲及び乙から交付されたお買物券を施錠下で保管しなければならないものとします。
2. 加盟店は、甲及び乙から報告を求められた場合、甲及び乙に対し、加盟店が保有する未発行のお買物券の数量を速やかに報告しなければならないものとします。
3. 加盟店は、会員から有効期限内のお買物券を提示された場合、これを券面記載額相当の金券 (無記名証券) として利用させるものとします。加盟店は、会員によるお買物券の利用について、**別記 11** に定める条件を遵守しなければならないものとします。

4. 加盟店は、顧客が利用したお買物券を施錠下で保管しなければならず、別記 12 に定める送付方法により別記 4 (3) に定める宛先に送付するものとします。
5. 甲が運営するたまルンプロモーションセンターは、加盟店に対し、前項の定めにより加盟店から送付されたお買物券を別記 13 に定める方法により精算するものとします。

#### 第 13 条 (ポイント付与端末機器の貸与)

1. 甲及び乙は、契約期間中、加盟店が会員に対して本ポイントサービスを提供するため、加盟店で準備できない場合に限り、別記 14 (1) に定めるポイント付与端末機器 (以下貸与機器) を別記 14 (2) に定める貸与料金を加盟店に貸与するものとします。
2. 加盟店は、甲及び乙に対し貸与料金を別記 2 (3) に定める支払方法により支払うものとし、貸与機器の異常又は通信の異常により貸与機器が利用できない場合でも貸与料金の支払義務を負うものとします。
3. 甲及び乙は、貸与機器の配送費用を負担するものとします。
4. 加盟店は、貸与機器にパッケージソフトウェア製品が使用されている場合、その使用許諾契約の内容を遵守しなければならないものとします。

#### 第 14 条 (貸与機器の維持・管理)

1. 加盟店は、貸与機器の通信に支障が無いよう自らの責任と費用負担において維持・管理するものとします。
2. 貸与機器が故障した場合の対応は、別記 15 に定めるとおりとします。
3. 加盟店は、貸与機器について以下の各号に定める事項を厳守するものとします。
  - (1) 貸与機器を通常の用法に従い利用すること
  - (2) 貸与機器の取外し又は設置場所の変更を行わないこと
  - (3) 貸与機器を分解又は損壊しないこと
  - (4) 貸与機器に付加物品を取り付けないこと
  - (5) 貸与機器の通信機能に妨害を与えないこと
  - (6) 貸与機器に伝送される情報の読み出し、改変又は消去を行わないこと
  - (7) 貸与機器につき、第三者に対する譲渡、担保権の設定又は貸貸を行わないこと

#### 第 15 条 (甲及び乙が会員に提供するサービス)

甲及び乙が会員に提供するサービスの内容は、以下の各号に定めるとおりとします。甲及び乙は、会員に提供するサービスの内容を予告なしに変更することがあり、加盟店は、これを予め承諾します。

- (1) 甲及び乙が発行する本カードの貸与及びたまルンアプリの利用
- (2) 加盟店における、ポイントの付与
- (3) 加盟店における、累積ポイントのお買物券への交換あるいは販売額値引きのポイント利用
- (4) 会員に対する当該会員のポイント情報の提供
- (5) 甲及び乙が運営するウェブサイトにおける会員情報並びに甲、乙及び加盟店の情報の提供

- (6) 甲及び乙が運営するウェブサイト、E メールマガジン、たまらんアプリにおける甲、乙及び加盟店の情報の提供
- (7) その他甲及び乙が別途定めるサービス

第 16 条 (加盟店が会員に提供するサービス)

加盟店が会員に提供するサービスの内容は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 会員の利用額に応じたポイントの付与
- (2) 累積ポイントのお買物券への交換、あるいは販売額値引きのポイント利用 (加盟店による任意選択)
- (3) 甲及び乙を通じた会員に対する加盟店の情報の提供
- (4) 会員に対して独自の特典クーポン、情報の提供

第 17 条 (甲及び乙が加盟店に提供するサービス)

甲及び乙が加盟店に提供するサービスの内容は、以下の各号に定めるとおりとします。

- (1) 加盟店が必要とする場合に貸与機器の貸与
- (2) 加盟店であることを示すステッカー及びポイント付与条件を記載したパンフレット類の交付、貸与機器による会員へのポイントの付与、参照又は取消し、ポイント交換によるお買物券の発行、その他甲及び乙が定める範囲内における加盟店の会員に対する本ポイントサービスの提供のために必要な業務
- (3) ポイント交換により発行するお買物券の提供
- (4) 会員の利用により加盟店が取得したお買物券の精算、あるいは販売額値引きのポイント利用
- (5) 甲及び乙が運営するウェブサイト、E メールマガジン、たまらんアプリを通じた会員に対する加盟店の情報の提供
- (6) 本規約に定める条件に基づく取引情報の提供
- (7) その他甲及び乙が別途定めるサービス

第 18 条 (会員情報の取扱い)

1. 会員情報に関する一切の権利は、甲及び乙に帰属するものとします。
2. 加盟店の会員情報の管理者は、加盟店申込書の情報管理者欄にて届け出られた者とし、特に記載のない場合は加盟店申込書に記載された代表者として、加盟店申込書は、甲及び乙への情報管理者の届出を兼ねるものとします。
3. 加盟店は、善良なる管理者としての注意義務をもって会員のプライバシー及び個人情報 を保護し、会員情報の漏えい、滅失又は毀損がないように管理ルールを整備して安全に管理するものとします。
4. 加盟店は、第 17 条に定める加盟店の会員に対するサービスの提供のために甲及び乙が 必要と認める範囲内においてのみ、会員情報を利用することができるものとします。
5. 加盟店は、会員情報を複製できないものとします。
6. 加盟店は、会員情報の取扱いについて、甲及び乙の指示に従わなければならないものと します。

7. 加盟店は、会員から会員情報に関する問い合わせ・請求（個人情報の保護に関する法律第28条に定める「開示」を含みます）があった場合には、これを速やかに甲及び乙に対して通知しなければならないものとします。
8. 甲及び乙は、第2項から前項の定めに従って会員情報が適切に管理されていることを確認するため、加盟店における会員情報の管理状況を調査する権限があるものとします。なお、甲及び乙は、加盟店の店舗・営業所に立ち入る場合、加盟店に対して事前に通知するものとします。

#### 第19条（取引情報の取扱い）

1. 取引情報に関する一切の権利は、甲及び乙に帰属するものとします。
2. 甲及び乙は、加盟店の請求に応じて、加盟店に対し、当該加盟店に関する取引情報を提供することができるものとします。この場合、加盟店は、甲及び乙において費用が発生するときは当該費用を負担するものとします。
3. 甲及び乙は、取引情報の提供に当たり、地域別・性別・年齢別・平均客単価別その他甲及び乙が認める条件で当該加盟店に関する取引情報の絞り込みを行うものとし、会員のプライバシー及び個人情報の保護に配慮するとともに法令を遵守するものとします。
4. 加盟店は、甲及び乙から提供された取引情報を自店の販売促進目的のみに利用し、その他の目的に利用してはならないものとします。

#### 第20条（加盟店の情報の取扱い）

1. 甲及び乙は、会員の利便性の向上及び利用促進と加盟店の販売促進を図るため、ウェブサイト、Eメールマガジン、たまらんアプリその他甲及び乙が定める方法により、会員に対して加盟店の情報を提供することができるものとします。
2. 加盟店は、甲及び乙による本ポイントシステムの運用並びに前項に定める加盟店の情報の提供に当たり、甲及び乙が加盟店の商号、屋号、所在地及び営業の概要に関する情報を提供することを予め承諾します。
3. 加盟店は、甲及び乙が行う加盟店の情報の提供に当たり、甲及び乙に対して正確な内容の情報を提供しなければならないものとします。
4. 甲及び乙は、加盟店から提供された情報が以下の各号の一に該当し又はそのおそれがあると判断した場合、会員に対して当該情報を提供しないことができるものとします。
  - (1) 公序良俗に違反する場合
  - (2) 犯罪的行為に結びつく場合
  - (3) 第三者の財産、名誉、信用、プライバシー、著作権その他の権利又は利益を侵害する場合
  - (4) 法律、政令又は条例に違反する場合
  - (5) 政治活動目的又は宗教活動目的の情報である場合
  - (6) 未成年者の心身の健全な発達に悪影響を与える場合
  - (7) 倫理観、道徳観に欠け、第三者に対して不快感を与える場合
  - (8) 甲及び乙の業務の正常な運営を妨げる場合
5. 甲及び乙は、会員に対して提供されている加盟店の情報が前項各号の一に該当すると判

断した場合には、当該情報を加盟店の同意を得ずに削除することができるものとします。

#### 第 21 条（苦情処理）

1. 加盟店は、以下の各号の一により第三者（会員を含みます）からクレーム・紛争が生じた場合、加盟店の責任と費用負担において当該クレーム・紛争を解決するものとし、甲及び乙に対して一切の迷惑、損害を及ぼしてはならないものとします。
  - (1) 加盟店が会員に提供する商品又はサービス
  - (2) 加盟店が、加盟の申込みに当たり、加盟店申込書に虚偽の内容を記入した場合
  - (3) 加盟店又は加盟店関係者の行為により、会員情報が漏えい又は滅失若しくは毀損した場合
  - (4) 加盟店が甲及び乙に対して提供した当該加盟店の情報に誤りがあった場合
  - (5) その他加盟店又は加盟店関係者の行為に起因する場合
2. 甲及び乙は、クレームの原因が甲及び乙の行為に起因して第三者（会員を含みます）からクレーム・紛争が生じた場合、甲及び乙の責任と費用負担において当該クレーム・紛争を解決するものとします。
3. 甲、乙及び加盟店は、クレーム・紛争の原因が甲及び乙又は加盟店のいずれのものとも特定できない場合、相互に協力して当該クレーム・紛争の解決に当たるものとします。

#### 第 22 条（損害賠償）

1. 加盟店は、本規約等に違反して甲又は乙に損害・損失を与えた場合、甲又は乙に対し、当該損害・損失を賠償又は補償する責を負うものとします。
2. 加盟店は、本規約等に違反して第三者（会員を含みます）に損害・損失を与えた場合、第三者に対し、自らの責任と費用負担において当該損害・損失を賠償又は補償する責を負うものとします。

#### 第 23 条（ポイントの不正付与）

1. 加盟店は、当該加盟店においてポイントが不正に付与された場合、甲及び乙に対して下記の計算式による違約金を直ちに支払うものとします。  
違約金額＝不正に付与されたポイント数×1.5 円×(1+消費税率)（小数点以下切上げ）
2. 加盟店は、甲又は乙において違約金の支払によっても填補されない損害・損失がある場合、甲又は乙に対し、かかる損害・損失についても賠償又は補償する責を負うものとします。

#### 第 24 条（貸与機器の弁償金）

加盟店は、貸与機器を紛失し若しくは滅失又は毀損した場合、甲及び乙に対し、別記 16 に定める弁償金を直ちに支払うものとします。

#### 第 25 条（免責）

甲及び乙は、以下の各号に掲げる事由により生じた加盟店又は第三者（会員を含みます）の損害・損失について一切の責を負わないものとします。

- (1) 貸与機器、たまらんアプリ、たまらん加盟店アプリ、お買物券交換用システムその他本ポイントシステムの提供のために必要となる機器・システムの納品遅延によるもの
- (2) 貸与機器、たまらんアプリ、たまらん加盟店アプリ又はお買物券交換用システムの故障、通信の異常によるもの
- (3) 貸与機器の紛失、盗難若しくは滅失又は毀損によるもの
- (4) 貸与機器の改造によるもの
- (5) 加盟店及び加盟店関係者の行為に起因するもの
- (6) 天災、地変、風水害その他不可抗力によるもの
- (7) その他甲及び乙の責によらない事由によるもの

#### 第 26 条 (契約の終期)

1. 本契約の終期は、加盟店が会員に対して本ポイントサービスの提供を開始した日より 1 年後とします。
2. 本契約の契約期間は、甲、乙及び加盟店がいずれも本契約が終了する 2 か月前までに本契約の更新を拒絶する旨の通知を行わない場合、さらに 1 年間延長されるものとし、以後も同様とします。

#### 第 27 条 (中途解約)

加盟店は、契約期間中にもかかわらず、本契約を中途解約しようとするときは、事前に書面にて**別記 4 (3)** に定める宛先に通知しなければならないものとします。この場合、本契約は、当該通知が到達した日が属する月の翌月末日をもって終了するものとします。

#### 第 28 条 (加盟停止)

1. 甲及び乙は、加盟店につき以下の各号の一に該当すると判断する場合には、加盟店に対し、直ちに会員の募集活動及び本ポイントシステムへの加盟を停止させることができるものとします。
  - (1) 加盟店申込書の記載内容が虚偽であるとき
  - (2) 第 4 条第 3 項各号の一に該当する事由が存在するとき
  - (3) 次条第 1 項各号の一に該当する事由が存在するとき
  - (4) 加盟店が甲及び乙の経済的信用又は社会的信用を毀損し、本ポイントシステムのイメージを低下させる行為をしたとき
2. 前項の定めに従い、甲及び乙が加盟停止の措置をとった場合においても、加盟店は、甲及び乙に対して一切の異議を申し立てることはできず、損害・損失の賠償又は補償その他一切の請求をすることはできないものとします。

#### 第 29 条 (解除)

1. 甲及び乙は、加盟店が以下の各号の一の事由があると判断した場合、直ちに本契約を解除できるものとします。
  - (1) 本規約等の条項に定める債務の履行を遅滞し、甲及び乙がその是正を催告したにもかかわらず、是正を催告した日から 1 週間以内には是正されない場合

- (2) 加盟店又は加盟店関係者が本ポイントサービスの不正利用に関与した場合
  - (3) 監督官庁より営業停止又は営業にかかる免許若しくは登録の取消しの処分を受けた場合
  - (4) 資本の減少、事業譲渡、合併、会社分割又は解散の決議をした場合
  - (5) 加盟店申込書の記載内容に虚偽があった場合
  - (6) 第4条第3項各号の一に該当した場合
  - (7) 本ポイントサービスの利用状況が著しく不良であり、加盟店として不適当な場合
  - (8) 会員からの評価が著しく低く、加盟店としてふさわしくない場合
  - (9) その他本規約等に違反し、甲、乙及び加盟店の間の信頼関係が破壊された場合
2. 加盟店は、前項に定める解除がされた場合、甲又は乙に対して負担する債務について当然に期限の利益を喪失するものとします。
3. 加盟店は、第1項に定める解除がされた場合において、甲又は乙に損害があるときは、甲又は乙に対し、当該損害を直ちに賠償する責を負うものとします。

### 第30条（契約終了後の措置）

- 1. 会員情報及び取引情報は、本契約が終了した場合であっても、甲及び乙に帰属するものとします。
- 2. 加盟店は、本契約終了後、直ちに会員情報の取扱いを中止しなければならず、以後の会員情報の取扱いについて甲及び乙の指示に従うものとします。
- 3. 加盟店は、本契約終了後一週間以内に、甲及び乙に対し、自らの責任と費用負担において貸与機器を返却しなければならないものとします。加盟店は、本契約終了後一週間以内に貸与機器を返却しない場合、甲及び乙が加盟店の店舗・営業所に立ち入り、加盟店の費用負担において貸与機器を回収することができることを予め承諾します。
- 4. 加盟店は、本契約終了時において、甲及び乙から寄託された未発行の本カード及び甲及び乙から交付されたお買物券を保有する場合、直ちにこれを甲及び乙に返還しなければならないものとします。また、加盟店は、甲及び乙から交付されたステッカー及びパンフレット類を保有する場合、自らの責任と費用負担において破棄しなければならないものとします。
- 5. 加盟店は、本契約終了後、甲及び乙の名称を使用し、加盟店たる資格に基づき会員に対する販売促進行為を行ってはならないものとします。
- 6. 加盟店は、本契約の終了に当たり、甲及び乙に対して金銭その他の一切の請求、必要費償還請求権、有益費償還請求権、留置権その他一切の権利を主張することができないものとします。

### 第31条（存続規定）

本規約に定める条項のうち、第14条第3項第2号ないし第4号、第7号、第18条第7項なし第8項、第21条ないし第25条、第30条、本条ないし第34条、第35条第2項、第36条、第37条、第41条第2項、第44条及び第45条の各規定は、本契約終了後も引き続き効力を有するものとします。

**第 32 条（遅延損害金）**

加盟店は、履行期限を経過したにもかかわらず、甲及び乙に対して負担する金銭債務を履行しない場合、支払期日の翌日から支払済みまで年 14.6%（年 365 日の日割精算）の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。

**第 33 条（貸与機器返却を遅滞した場合の遅延損害金）**

加盟店は、第 30 条第 3 項に定める期間を経過したにもかかわらず、甲及び乙に対して貸与機器を返還しない場合、甲及び乙に対し、別記 17 に定める遅延損害金を直ちに支払うものとします。

**第 34 条（守秘義務）**

加盟店は、本契約に関連して知り得た相手方（甲又は乙、甲又は乙の子会社・関連会社、本契約に付随して加盟店と取引関係に入った者）の業務上・技術上の機密、会員情報を第三者に漏えい又は開示してはならないものとします。

**第 35 条（届出事項の変更）**

1. 加盟店は、甲及び乙に対して届け出た商号、本店所在地、代表者、情報管理者、業種・事業の内容、振込先口座その他の届出内容に変更が生じた場合、直ちに書面にて別記 4 (3) に定める宛先に届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったため、甲及び乙からの通知が延着し、又は到着しなかった場合は、通知を発送した時点で甲及び乙に届け出られている内容を基準として通常到着すべき時に到着したものとみなします。

**第 36 条（届出又は通知の方法）**

本規約等に定める届出及び通知は、本規約等において別段の定めがない限り、全て書面によるものとします。

**第 37 条（権利の譲渡）**

加盟店は、加盟店たる地位及び本規約等により発生する債権債務について、第三者に対する譲渡、担保権の設定又は賃貸その他一切の処分をしてはならないものとします。

**第 38 条（加盟店たる地位の承継）**

加盟店は、加盟店たる地位が事業譲渡、合併又は会社分割により変動する場合、甲及び乙に対し、事前に改めて加盟の申込みを行わなければならないと、甲及び乙は、第 4 条第 3 項各号の定めに従い、加盟店たる地位の承継の可否を審査するものとします。この場合、加盟店たる地位は、甲及び乙が承継を認めた場合に限り承継されるものとします。

**第 39 条（本規約の変更）**

1. 甲及び乙は、相当の事由があると判断した場合には、加盟店の事前承諾を得ることなく、甲及び乙の判断により、本規約（本規約に関連して甲及び乙が個別に提示する条件を

含みます)をいつでも変更することができるものとします。ただし、加盟店への影響が重大な場合、事前告知期間を設けるものとします。

2. 本規約を変更または廃止したときは、加盟店に通知し、または当社が運営するホームページ【URL：<https://www.tamarun.jp/>】における表示により告知するものとします。本規約の変更の効力が生じた後、加盟店が本ポイントシステムを利用した場合には、同時点をもって当該加盟店が本規約の変更を承認したものとみなします。

#### 第 40 条 (運営主体の変更)

1. 本ポイントシステムの運営主体が変更された場合、運営主体たる地位及び本規約等により発生する債権債務は、甲、乙及び新たな運営主体の合意する内容に従い、新たな運営主体に承継されるものとします。
2. 加盟店は、前項に定める運営主体が変更された場合、甲、乙及び新たな運営主体が合意した内容に基づき運営主体たる地位及び本規約等により発生する債権債務の承継がなされることを速やかに承諾するものとします。

#### 第 41 条 (ポイントシステムの運営終了)

1. 甲及び乙は、本ポイントシステムの運営を終了する場合、3 か月前までに書面をもって加盟店に対して通知するものとし、本契約は、甲及び乙が本ポイントシステムの運営の終了を告知した日が属する月の末日から 3 か月後に終了するものとします。
2. 甲及び乙が本ポイントシステムの運営を終了した場合、加盟店は、甲及び乙に対して一切の異議を申し立てることはできず、損害・損失の賠償又は補償その他一切の請求をすることができないものとします。

#### 第 42 条 (契約費用)

本契約の締結に要する費用は、甲及び乙がそれぞれ 4 分の 1、加盟店が 2 分の 1 を負担するものとします。

#### 第 43 条 (甲、乙及び加盟店間の法律関係の処理)

1. 本規約等に定める甲及び乙の加盟店に対する債権の行使、甲及び乙の加盟店に対する債務の履行、甲及び乙の加盟店に対する通知等は、甲のみが行うものとします。
2. 加盟店は、本規約等に定める加盟店の甲及び乙に対する債権の行使、加盟店の甲及び乙に対する債務の履行、加盟店の甲及び乙に対する通知等を、甲のみに対して行うものとし、乙に対して行ってはならないものとします。

#### 第 44 条 (協議事項)

甲、乙及び加盟店は、本規約等に定めのない事項が生じた場合又は本規約等の条項の解釈に疑義が生じた場合、相互に誠意をもって解決に当たるものとします。

#### 第 45 条 (専属的合意管轄)

甲、乙及び加盟店は、本規約等に関し、甲、乙及び加盟店との間に紛争が生じた場合、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

両備ホールディングス株式会社

〒700-8518

岡山市北区錦町6番1号

株式会社岡山高島屋

〒700-8520

岡山市北区本町6番40号

両備ホールディングス株式会社 たまろンプロモーションセンター

〒700-0826

岡山市北区磨屋町3-10 岡山ニューシティビル 8F

TEL : 086-201-7446 FAX : 086-201-7447

(月) ~ (金) 09:00~17:30 (土日祝日及び年末年始は休みとなります)

**別記**

2018 年 12 月 1 日 制定

2019 年 8 月 1 日 改定

2019 年 10 月 1 日 改定

## 1. 加盟店であることの標示方法

## (1) パンフレット

レジ付近の最前部にポイント付与条件を表示するものとします。

## (2) 加盟店ステッカー

入り口ドア付近に加盟店ステッカーを貼付するものとします。

## (3) その他甲及び乙の配布する標示物

店内の適宜の場所に掲示するものとします。

## 2. 加盟店料、ポイント負担金等

## (1) 加盟店料

加盟店料は、ポイント付与方式により次のとおりとする。

- ① 加盟店所有の PC によるポイント管理システム端末の場合（「ポイント管理システムプラン」と呼ぶ）

無料

- ② 加盟店が準備したアプリ端末の場合（「ポイント端末プラン」と呼ぶ）

無料

- ③ たまらんからアプリ端末を貸与する場合（「オプション付ポイント端末プラン」と呼ぶ）

1,000 円／月・台（消費税別）

- ④ 「ポイント端末プラン」又は「オプション付ポイント端末プラン」において、たまらんから据置型バーコードリーダーを貸与する場合

1,000 円／月・台（消費税別）

- ⑤ 「ポイント端末プラン」又は「オプション付ポイント端末プラン」において、たまらんからミニサーマルプリンターを貸与する場合

300 円／月・台（消費税別）

- ⑥ ポイント付与申請書を使用する場合（「ポイント付与申請プラン」と呼ぶ）

2,000 円／月（消費税別）

\* 加盟店の会員に対する本ポイントサービスの提供期間に 1 か月に満たない期間がある場合、当該月の実日数により日割精算するものとします。

\* 小数点以下は、切り捨てるものとします。

## (2) ポイント負担金等

## ・ポイント負担金

加盟店が、毎月 1 日から末日までの間に会員に対して付与したポイントの合計数につき、1 ポイント当たり預り分 1 円（消費税込）と運営費 0.5 円（消費税別）をそれぞれ乗じた額の合計額とします。

\* 小数点以下は、切り上げるものとします。

## ・ポイント付与処理料（ポイント付与申請書使用の場合に限る）

加盟店が、ポイント付与端末を使用せずポイント付与申請書をたまらんプロモーションセンター（以下当センターという）に送付し、当センターが申請書に基づきポイ

ント付与処理を行う場合には、その処理料はポイント付与申請書を使用する場合の加盟店料に含むものとします。

### (3) 支払方法

①毎月末日締め、翌々月10日払い（金融機関休業日は後営業日）で、原則は指定口座からの口座引落しで、加盟申込み時に自動引き落しの申込み手続きを必ず行うこととする。もしも口座引落しができなかった場合に限り、下記に定める金融機関口座への振込送金または直接の集金の手続きをとるものとします。なお、振込送金に要する費用は、加盟店の負担とします。

#### 記

金融機関及び支店名：中国銀行本店

口座の種別：普通

口座番号：3307675

口座名義：両備ホールディングス株式会社

たまルンプロモーションセンター

代表取締役松田敏之

(リョウビホールディングスカブシキガイシャたまルンプロモーションセンターダイヒョウトリシマリヤクマツダトシユキ)

②末日締めで算出した当該月の加盟店料、ポイント負担金、「別記13. お買物券及び利用されたポイントの精算の(3)」記載のポイント数の合計額が、一千元以下の場合、たまルンプロモーションセンターよりの案内文章にて支払を繰り延べし、翌月分とまとめて支払を求める場合がある。

### 3. 本カード入会申込書の送付方法

原則週1回、甲及び乙から指定された方法により、郵送するものとします。郵送費は加盟店の負担とします。

### 4. 宛先

#### (1) 入会申込書等の郵便送付宛先

〒702-8006

岡山市中区藤崎 564-5

株式会社リョービシステムサービス アウトソーシングサービス部

#### (2) ファクシミリ送信先番号

086-899-6774

両備ホールディングス株式会社 たまルンプロモーションセンター

#### (3) 契約手続き書類等の郵便送付宛先

〒700-0826

岡山市北区磨屋町 3-10 岡山ニューシティビル 8F

両備ホールディングス株式会社 たまルンプロモーションセンター

### 5. ポイント付与基本単位

個々の商品・サービスの購入額 200 円（消費税別）につき 1 ポイントを付与するものとします。ただし、加盟店の判断により一回の取引における商品・サービスの全体を対象として購入額 200 円（消費税別）につき 1 ポイントを付与することもできるものと

ます。

また、購入以外（来店、紹介、申込など）の場合は、この限りではありません。

## 6. ポイントの付与に関する条件

### (1) 支払方法

現金、加盟店発行の商品券、全国百貨店共通商品券、加盟店が指定する百貨店商品券、タカシマヤギフトカード、百貨店ギフトカード、加盟店が取り扱うクレジットカード又は電子マネーによる支払の場合のみポイントを付与するものとします。

なお、お買物券利用額、ポイント利用額については、ポイントを付与しないものとします。

### (2) ポイント付与対象

下記の商品・サービスを除く全ての商品・サービスとします。

#### 記

各種商品券、各種ギフト券（お仕立券、ビール券、図書カード等）、各種金券（チケット、テレホンカード、切手、印紙等）、金銀白金等の地金類、箱代、荷具・送料、各種税金、その他加盟店が特にポイント付与対象外であることを指定した商品・サービス

## 7. 会員に対してポイントを付与できない場合の対応

加盟店は会員に付与すべきポイント数を甲及び乙から指定された書類に記録し、別記 4. (2)に定める宛先に送付し、当該会員に対するポイント付与を申請するものとします。

## 8. ポイント付与後に商品が返品（返金）となった場合の対応

### (1) 当該会員のポイント数から取り消されるべきポイント数全体を差し引くことができる場合

取り消されるべきポイント数を差し引くものとします。

### (2) 当該会員のポイント数から取り消されるべきポイント数全体を差し引くことができない場合

- ・当該会員からお買物券の返還を受け、これに伴うポイント復元の結果、当該会員のポイント数から取り消されるべきポイント数全体を差し引くことができる場合

取り消されるべきポイント数を差し引くものとします。

- ・当該会員からお買物券の返還を受けられず、又は当該会員からお買物券の返還を受け、これに伴うポイント復元の結果、当該会員のポイント数から取り消されるべきポイント数全体を差し引くことができない場合

当該会員のポイント数の限度で取り消されるべきポイント数を差し引き、その余の取り消されるべきポイント数は、加盟店が当該会員に対して有効に付与したものとして取り扱うものとします。

## 9. ポイントの交換及び利用の単位

### (1) お買物券への交換の場合

500ポイントにつき500円相当のお買物券1枚と交換するものとします。

### (2) お買物でのお支払時にポイントを直接利用が可能な場合

お支払金額について、1ポイントにつき1円相当の値引きをするものとします。

## 10. 会員からポイントを回収できない場合の対応

会員に対して事態を説明し、加盟店の次回ご来店時のポイント交換又はその他の加盟

店でのポイント交換にて会員の了解を取り付けるものとします。

#### 1 1. 会員のお買物券及びポイントの利用に関する条件

- (1) 加盟店は、会員がお買物券を 500 円以下の商品・サービスの支払に利用した場合、当該会員に対して釣銭を支払わないものとします。
- (2) 加盟店は、お買物券及びポイントと現金を交換してはならないものとします。
- (3) 加盟店は、下記の商品・サービスの支払としてお買物券及びポイントの利用を認めてはならないものとします。

#### 記

高島屋商品券、全国百貨店共通商品券、タカシマヤギフトカード、百貨店ギフトカード、各種金券（チケット、テレホンカード、切手・印紙等）、金銀白金等の地金類、箱代、荷具・送料、その他加盟店において特に指定する商品・サービス

#### 1 2. 使用済お買物券の送付方法

加盟店が毎月 1 日から末日までに会員から受領したお買物券を、同末日から 5 営業日以内に、甲及び乙から指定された方法により郵送するものとします。なお、送付に要する費用は加盟店の負担とします。

#### 1 3. お買物券及び利用されたポイントの精算

##### (1) 会員が利用したお買物券の精算

加盟店から送付されたお買物券の券面記載額の合計額を集計し、お買物券を受領した月の翌々月 10 日（金融機関休業日の場合は前営業日）限り、加盟店が加盟店申込書において指定する口座に当該合計額を振込送金する方法により加盟店に支払うものとします。なお、振込送金に要する費用は、甲の負担とします。

##### (2) お買物券切換え時の旧お買物券の過不足精算

新しいお買物券に切り換える場合、加盟店で発行用に保管している旧お買物券の在庫残を、甲より指定された方法により甲へ返却をする。返却された旧お買物券の枚数が不足している場合は、その不足枚数分の相当額（不足枚数×500 円）を甲が加盟店へ請求し、加盟店はその額を支払うするものとします。

##### (3) ポイントの利用が可能な場合の値引き対象とされたポイントの精算

加盟店で会員がお支払時に利用したポイントについて、毎月 1 日から末日までの期間を対象に集計し、甲及び乙から支払うものとする。

#### 1 4. 貸与機器

ポイント付与端末の貸与が必要な場合は、別途その時点で機器を指定する。

#### 1 5. 貸与機器が故障した場合の対応

代品と無償で交換するものとします。ただし、加盟店は、貸与機器の故障が加盟店の故意又は過失に基づく場合、代品の交換に要する実費用を負担するものとします。

#### 1 6. 貸与機器の弁償金

貸与機器を購入するための実費とする。

#### 1 7. 貸与機器返却を遅滞した場合の遅延損害金

100 円／日・台

2019.10.1 版  
以上